

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年3月29日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤田 礼子

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用しているレーダー観測所処理装置を設定変更するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 レーダー観測所処理装置通信設定変更
- (2) 業務内容 レーダー観測所処理装置の設定変更を実施する。
- (3) 履行期限 令和6年7月31日（水）

3 業務目的

本業務は、横津岳気象レーダー観測所と函館地方気象台間の専用回線を光回線へ変更するにあたり、レーダー観測所処理装置を光回線に接続し通信できるよう、ネットワークの設定変更を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

レーダー観測所処理装置は、気象レーダーの信号処理・制御監視処理、レーダーデータの伝送処理を行う装置であり、当庁における予・警報業務を担う重要な装置であることを十分に理解し、レーダー気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

レーダー観測所処理装置の性能・機能仕様を十分に理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足するような保守を実施する技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

レーダー観測所処理装置の設定変更にあたり、本装置及び本装置の接続先の装置に悪影響を与えないため、本装置を構成する機器の動作、構造、取り扱い方法について精通し、同種の装置の製造実績及び保守についての十分な実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900 (内線 2520)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年3月29日(金)から令和6年4月17日(水)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年4月18日(木)17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書

を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合
で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
(5) 詳細は説明書による。